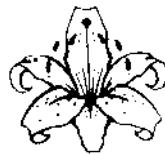


購讀料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込)

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年4月6日（火曜日）

定期第195号

目 次	ページ	(2件) (県土整備・建築指導課)	212
○告示			
行政不服審査法による公示送達 (国際文化観光・国際課)	211	○監査委員公表	
身体障害者福祉法による医師の指定 (福祉子どもみらい・障害福祉課)	211	監査の結果により講じた措置について (2件)	213
道路の区域変更 (県土整備・道路管理課)	212	○公告	
道路の供用開始 (県土整備・道路管理課)	212	環境影響評価条例による事後調査報告書の提出 (2件) (環境農政・環境計画課)	219
建築基準法による位置の指定を受けた道路の一部廃止	212	毒物劇物取扱者試験の実施 (健康医療・薬務課)	220
		開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	220

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

発行

告 示

神奈川県告示第247号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項ただし書の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和3年4月6日

神奈川県知事 墨 岩 祐 治

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
(旧) 横浜市戸塚区下倉田町1,951番地10 ヨコハマ戸塚リベ

ラヒルズB棟805号

(現) 所在不明

審查請求人 西山 康光

2 公示事項

平成30年12月21日付けで提起のあった審査請求について、令和3年2月17日裁決をしたが、当該裁決書の謄本は、神奈川県国際文化観光局国際課において保管し、いつでもこれを交付するので審査請求人は同課に出頭の上、受領されたい。

神奈川県告示第248号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定した。

令和3年4月6日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指定年月日	氏名	診療科名	診断する障害の区分	病院又は診療所の名称	所在地
令和3年3月26日	北原孝雄	リハビリテーション科	肢体不自由	みどり野リハビリテーション病院	大和市中央林間2-6の17
同	札川夢	整形外科	肢体不自由	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋143
同	高道美智子	リハビリテーション科	肢体不自由	湘南慶育病院	藤沢市遠藤4,360
同	渡邊俊幸	リウマチ膠原病内科	肢体不自由	茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村5-15の1
同	太田浩	内科、小児科	肢体不自由	ありがとうみんなファミリークリニック平塚	平塚市岡崎215の3
同	小宮山学	内科、小児科	肢体不自由	ありがとうみんなファミリークリニック平塚	平塚市岡崎215の3
同	早坂啓伸	内科、小児科	肢体不自由	ありがとうみんなファミリークリニック平塚	平塚市岡崎215の3
同	松本崇	脳神経外科	肢体不自由	西湘病院	小田原市扇町1-16の35
同	木下大輔	外傷整形外科	肢体不自由	湘南鎌倉総合病院	鎌倉市岡本1,370の1

横浜市中区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一二二

横浜市鶴見区矢向三一五一七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています

同	花岡 央泰	整形外科	肢体不自由	ふれあい鎌倉ホスピタル	鎌倉市御成町9の5
同	森本 隆介	循環器内科	心臓機能障害	海老名総合病院	海老名市河原口1,320
同	久保 一郎	循環器内科	心臓機能障害	中央林間病院	大和市中央林間4-4の18
同	金 明愛	循環器内科	心臓機能障害	大和成和病院	大和市南林間9-8の2
同	多田隈 理	内科	じん臓機能障害	藤沢御所見病院	藤沢市獺郷580
同	竹内 真吾	呼吸器科	呼吸器機能障害	東名厚木病院	厚木市船子232
同	刑部 優希	呼吸器内科	呼吸器機能障害	小田原市立病院	小田原市久野46
同	鈴木 紳祐	外科	ぼうこう又は直腸機能障害	藤沢湘南台病院	藤沢市高倉2,345
同	陳 凌風	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害	東海大学医学部付属病院	伊勢原市下糟屋143
同	後藤 駿吾	消化器内科	肝臓機能障害	茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村5-15の1
同	井上 和人	外科	肝臓機能障害	大和徳洲会病院	大和市中央4-4の12
同	笠井 理行	耳鼻咽喉科	聴覚障害、平衡機能障害、音声言語機能障害、そしやく機能障害	平塚共済病院	平塚市追分9の11
同	新田 義洋	耳鼻咽喉科	聴覚障害、平衡機能障害、そしやく機能障害	大和市立病院	大和市深見西8-3の6
同	赤羽 祥太	外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	湘南藤沢徳洲会病院	藤沢市辻堂神台1-5の1
同	澤村 直輝	外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	湘南藤沢徳洲会病院	藤沢市辻堂神台1-5の1

神奈川県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県国土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、令和3年4月6日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年4月6日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 道路の種類

県道

2 路線名

横須賀三崎

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
横須賀市武四丁目837番乙の1から	旧	0.0メートルから	
同 836番4まで	旧	2.6メートルまで	14メートル

新 - -

神奈川県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県国土整備局道路部道路管理課及び神奈川県平塚土木事務所において、令和3年4月6日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年4月6日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 道路の種類及び路線名

県道堀山下秦野停車場

2 供用開始の区間

秦野市菩提字北石原425番2から

同 426番3まで

3 供用開始の日

令和3年4月6日

神奈川県告示第251号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和39年4月9日第410号で位置の指定をした道路の一部を

次のとおり廃止した。なお、当該道路に係る関係図面は、神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 6 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

廃止年月日	廃止番号	廃止した道路の位置	延長	幅員
令和 3 年 3 月 12 日	第 R 02 指道 東セ 00005 号	海老名市国分南 1-1, 889 の 1 の一部	メートル 12.50 8.40	メートル 4.00 4.00

神奈川県告示第252号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和40年11月9日第107号で位置の指定をした道路の一部を次のとおり廃止した。なお、当該道路に係る関係図面は、神奈川県厚木土木事務所東部センターにおいて縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 6 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

廃止年月日	廃止番号	廃止した道路の位置	延長	幅員
令和 3 年 3 月 15 日	第 R 02 指道 東セ 00006 号	座間市相武台 3-4, 736 の 20 の一部	メートル 12.19	メートル 4.00

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第 8 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、その内容を公表する。

令和 3 年 4 月 6 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 太 田 真 晴
同 吉 川 知 恵 子
同 梅 沢 裕 之
同 小 野 寺 慎 一 郎

1 措置の対象となった監査の結果

令和元年12月3日（神奈川県公報号外第42号）神奈川県監査委員公表第13号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち環境農政局分1か所に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

環境農政局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県自然環境保全センター	令和元年9月24日 (平成31年4月11日 及び同月12日職員 調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、共架柱37本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることが設置から10年以上経過した平成30年3月に判明したところ、不当利得返還請求権に基づく使用料相当額の消滅時効が10年であるにもかかわらず、これを5年と誤認したため、平成17年10月1日から平成26年1月31日までの使用料相当額542,949円について、当該債権が時効により消滅したものと誤認し徴収していなかった。	不適切事項については、三保県有林内に無許可で設置されていた共架柱の存在を看過していたこと及び不当利得返還請求権に基づく当該共架柱の使用料相当額の徴収に当たり、財産管理事務に係る関係規定の理解が不十分であったため、消滅時効の認識を誤っていたことによるものである。 平成17年10月1日から平成26年1月31日までの使用料相当額については、消滅時効に係る期間の算定等の課題について関係各課と整理を行い、令和2年10月27日に事業者と「使用許可相当分の遡及請求に関する協議書」を交わした上で、同年11月13日に時効の援用があった期間を除いた使用料相当額229,561円を収入した。 今後は、このようなことがないよう、県有林等における共架柱等の使用許可申請状況について注視するとともに、所属における関係規定の理解の向上を図り、適正

		な事務執行に努めることとした。
--	--	-----------------

神奈川県監査委員公表第9号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和3年4月6日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田眞晴
同 吉川知恵子
同 梅沢裕之
同 小野寺慎一郎

1 措置の対象となった監査の結果

令和2年12月11日（神奈川県公報号外第65号）神奈川県監査委員公表第21号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会（既報告の6か所を除く。）31か所に係る40事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和2年7月30日 (令和2年6月2日 職員調査)	(不適切事項) 事務事業の執行において、教育行政推進事業等に係る講師謝礼等の支払に当たり、口座振込申出書を債権者（12名）から徴取する際、当該申出書に不要な個人情報（生年月日）を記載させていた。	不適切事項については、神奈川県個人情報保護条例に基づく個人情報の取扱いについて、職員の認識が不十分であったことによるものであり、令和2年7月30日に不要な個人情報の記載欄を削除した新たな様式を作成した。 今後は、このようなことがないよう、個人情報を取り扱う際は、その必要性を改めて検討し、目的の達成のために必要な限度を超えて個人情報を収集しないよう留意することにより、適正な事務執行に努めることとした。
行政部財務課	令和2年7月30日 (令和2年6月4日 職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、教育施設等保全管理業務委託（高等学校）契約（契約額777,792,033円）の執行に係る令和元年8月分及び同年9月分（支出額計322,630,020円）の支出命令並びに、県立学校トイレ環境整備業務委託（県北地区）契約（契約額511,438,680円）の執行に係る同月分（支出額75,753,000円）の支出命令について、神奈川県財務規則の規定に反し、それぞれ経理担当課長決裁とすべきところ、副課長の専決として処理していた。	不適切事項については、支出命令の委任に係る神奈川県財務規則の規定の認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員で支出命令権者の確認を行うことにより、適正な事務の執行に努めることとした。
指導部保健体育課	令和2年7月30日 (令和2年6月9日 職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、全国学校体育研究大会参加費（1件、5,000円）について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。 2 契約事務において、国から委託を受けたがん教育総合支援事業（委託費799,568円、委託期間：令和元年6月5日から令和2年2月28日まで）の履行に当たり、DVD作成業務を委託期間内に完了させていなかった。その結果、当該業務に係る経費254,100円が委託費の支払対象と認められず、本来、委託費で賄うこととしていた上記の経費を県費で負担していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、立替払が認められる場合についての理解及び職員と所属担当者の連携が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則等について周知するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、当該業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
生涯学習部文化遺産課	令和2年7月30日 (令和2年6月19日 職員調査)	(要改善事項) 文化遺産課収蔵センター（以下「収蔵センター」という。）の機械警備業務委託契約について、収蔵センター	要改善事項については、博物館との協議の上、令和5年度の収蔵センター機械警備業務委託契約から、警備対象に体育館部分も含めて一括して長期継続契約を締結し、

		<p>を管理する教育局生涯学習部文化遺産課(以下「文化遺産課」という。)は、旧神奈川県立野庭高等学校(以下「旧野庭高校」という。)の校舎部分を警備対象として長期継続契約を締結しており、競争入札により受注者を決定している一方で、文化遺産課から使用承認を受けて体育館の一部を使用している神奈川県立歴史博物館は、旧野庭高校の体育館部分を警備対象として単年度契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。</p> <p>(以下令和 2 年 12 月 11 日(神奈川県公報号外第 65 号)神奈川県監査委員公表第 21 号中、第 7 監査の結果 3(1)イのとおり)</p>	競争入札により受注者を決定することとした。
出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項			
監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所	令和 2 年 6 月 1 日 (令和 2 年 2 月 13 日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、道徳教育研修会における外部講師への謝礼金(1名分30,000円)の支払が履行確認後 3 月を超えて遅れていた。</p> <p>2 契約事務において、複写サービスの単価契約 2 件(本所分0.77円／枚及び横須賀駐在事務所分1.133円／枚)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引き上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年 10 月 1 日までに行うべきところ、同年 11 月 14 日に行っていた。</p> <p>また、当該変更契約に係る契約締結伺いの決裁日が令和元年 11 月 15 日であったにもかかわらず、契約日を同月 14 日に遡っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、事業所管課における進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、謝礼金支払に係る進行管理表を作成するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、進行管理及び地方自治法等の関係法令の規定についての理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、組織的な進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立川崎図書館	令和 2 年 3 月 9 日 及び同年 9 月 14 日 (令和 2 年 2 月 6 日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、令和元年 5 月分の電気料金(80,553円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息 97 円を支払っていた。</p> <p>2 平成 30 年度に整備した公衆無線 LAN について、その導入に当たり情報セキュリティ対策の検討が不十分であったため再整備が必要となり、令和元年度にこれを廃止し、新たな公衆無線 LAN を整備した結果、当初から現在の公衆無線 LAN を整備した場合には生ずることのなかった当初の機器設置に係る工事代 25,920 円及び公衆無線 LAN 解約金 268,272 円を支出していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、契約に対する認識及び電気需給約款の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、職員間の情報共有を密にして進行管理を行い、再発防止に努めることにより、組織が一体となって適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 平成 30 年度に整備した公衆無線 LAN の再整備が必要となったことについては、情報セキュリティ対策に対する認識及び神奈川県情報セキュリティポリシー(要綱)の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、情報機器の導入に当たっては根拠規定の研修を行うとともに、情報セキュリティ対策を講じることにより、組織が一体となって適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立金沢文庫	令和 2 年 3 月 19 日 及び同年 6 月 16 日 (令和 2 年 2 月 14 日職員調査)	(要改善事項) 神奈川県立金沢文庫において、特別展の開催に合わせて発行する予定であった図録の作成が遅れたため、特別展の開始日に間に合わず、休館日を除く冒頭 15 日間にわたり観覧者に図録を提供できない状況であった。 (以下令和 2 年 12 月 11 日(神奈川県公報号外第 65 号)神奈川県監査委員公表第 21 号中、第 7 監査の結果 3(1)ウのとおり)	要改善事項については、業務の進行管理及び学芸員への支援体制が不十分であった点を踏まえ、業務の進行状況の共有化を図るとともに、職員の増員及び展覧会の開催方法の見直しを行うこととした。
神奈川県立近代美術館	令和 2 年 9 月 7 日 (令和 2 年 1 月 21 日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、鎌倉別館カフェ厨房電気メーター配線等加工費 129,093 円の執行に当たり、「(節) 需用費」とすべきところ、	不適切事項については、次のとおり措置した。

1 予算の執行については、「神奈川県財務関係質疑応答集」の役務費による支出の解釈を本件に誤って適用したことによるものである。

		<p>「(節) 役務費」で執行していた。</p> <p>2 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料1件、71,779円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p> <p>3 契約事務において、鎌倉別館カフェ厨房電気メーター配線等加工業務契約（契約額129,093円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。</p>	<p>今後は、このようなことがないよう、支出科目の適用について疑義が生じた場合は所属だけで判断せず、会計局に確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 収入事務については、財産の使用許可と使用料の調定を一連の事務として扱う認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、作業シートを作成し、複数の職員によるチェック機能を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 契約事務については、神奈川県財務規則に基づく検査調書の省略時の事務手続について理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上に努めるとともに、複数の職員による書類確認を十分に行い、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立歴史博物館	令和2年4月17日及び同年9月17日(令和2年3月3日職員調査)	(要改善事項) 文化遺産課収蔵センター（以下「収蔵センター」という。）の機械警備業務委託契約について、収蔵センターを管理する教育局生涯学習部文化遺産課（以下「文化遺産課」という。）は、旧神奈川県立野庭高等学校（以下「旧野庭高校」という。）の校舎部分を警備対象として長期継続契約を締結しており、競争入札により受注者を決定している一方で、文化遺産課から使用承認を受けて体育館の一部を使用している神奈川県立歴史博物館は、旧野庭高校の体育館部分を警備対象として単年度契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。 (以下令和2年12月11日（神奈川県公報号外第65号）神奈川県監査委員公表第21号中、第7監査の結果3(1)イのとおり)	要改善事項については、文化遺産課と協議の上、令和5年度から文化遺産課が体育馆部分の機械警備業務も含めて一括して長期継続契約を締結し、競争入札により受注者を決定することとした。
神奈川県立生命の星・地球博物館	令和2年8月17日(令和2年5月19日及び同月20日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、総合案内業務委託契約（契約額25,929,640円）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同月3日に行っていった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、通知に基づく対応をする際には、案件ごとにいつまでに、どのような対応をするべきかを一表に整理した上で、複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立鶴見総合高等学校	令和2年9月15日(令和2年5月20日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、平成23年度以前の全日制授業料の収入未済24件、697,400円について、督促の状況などを記録しておらず、債権の管理が適切に行われていなかった。	不適切事項については、平成23年度以前の授業料未済に係る授業料徴収状況表を廃棄したことによるものであり、授業料徴収状況表を再作成の上、督促の状況などを記載し、督促状発行日が不明なものについては、推定される発行状況を記載した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横浜立野高等学校	令和2年7月27日(令和2年5月13日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、購入により取得したハンドボールゴール（税込価格156,200円）、エバーマット（税込価格145,750円）及びプロジェクトカード（税込価格53,900円）について、神奈川県財務規則に定める物品の出納に係る手続を行っていなかった。	不適切事項については、複数の職員で確認しあう体制が整っていなかったことによるものであり、令和2年5月25日に出納の通知を行った。 今後は、このようなことがないよう、改めて「物品管理事務の手引」を確認するとともに、履行確認後速やかに手続を行うことを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立保土ヶ谷高等学校	令和2年8月26日(令和2年5月13日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約（契約額1,540,540円）について、消費税及び地方消費税率の引上げに伴う貸付料の増額分1件、14,133円の調定が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、職員間の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県立川崎工科高等学校	令和 2 年 9 月 3 日 (令和 2 年 5 月 20 日 職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済 43 件、1,393,055 円について、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。	不適切事項については、欠損処分に対する認識不足によるものであり、時効により消滅していた債権は、令和 2 年 10 月 26 日に不納欠損処分を行った。 今後は、このようなことがないよう、時効中断日や時効完成日の欄を設けた未済額一覧を作成するとともに、複数の職員による確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立生田東高等学校	令和 2 年 8 月 17 日 (令和 2 年 5 月 21 日 職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、10 年以上前に取得した照明灯 3 基（台帳価格計 489,600 円）について、当初の登録を失念したことが判明したため、令和元年度に新規登録を行っており、工作物に係る県有財産台帳の補正が著しく遅延していた。	不適切事項については、工作物台帳の照合が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立麻生総合高等学校	令和 2 年 8 月 20 日 (令和 2 年 5 月 20 日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、機械警備業務委託契約（契約期間：令和元年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで）の指名競争入札に当たり、入札者が 1 者のみであり入札が不成立となつたため、新たな競争入札を行うべきところ、令和元年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの 3 か月間の契約（契約額：53,460 円）と同年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの契約（契約総額：1,452,000 円）に分割し、前者について予定価格が 50 万円未満であることを理由として一者随意契約を締結していた。	不適切事項については、入札が不調となった場合も想定した日程を定めていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横須賀大津高等学校	令和 2 年 9 月 15 日 (令和 2 年 5 月 19 日 職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、授業料に充当すべき就学支援金 3 件、29,700 円について、充当手続が授業料徴収事務の手引に定める充当すべき期限から 3 月を超えて遅れていた。 2 支出事務において、平成 30 年度下半期複写機用再生紙購入契約（単価契約、支出額 648,623 円）に係る平成 31 年 3 月分の支払額 134,848 円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息 100 円を支払っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、担当者及び複数の職員による確認が不十分であったことから、充当すべき期限から 3 月を超えたものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、進行管理及び書類管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、新たに執行状況確認表を作成し、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横須賀工業高等学校	令和 2 年 9 月 7 日 (令和 2 年 5 月 19 日 職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、共架柱 7 本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置時から 10 年以上経過した平成 31 年 3 月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額 151,555 円のうち 32,596 円について、事業者の消滅時効援用により、徴収できなかった。	不適切事項については、財産管理における現地状況の確認及び複数の職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、定期的な確認及び見回りを行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立高浜高等学校	令和 2 年 6 月 23 日 (令和 2 年 1 月 17 日 職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間等を誤って教示していたものが 4 件あった。	不適切事項については、教育財産の目的外使用許可の決裁過程において、確認が不十分であったことによるものであり、令和 2 年 1 月 23 日に変更許可を行い、審査請求できる期間の訂正を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立藤沢清流高等学校	令和 2 年 6 月 2 日 及び同年 8 月 14 日 (令和 2 年 3 月 19 日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、創立 10 周年記念事業実行委員会からの寄附金を財源とした体育館用プロジェクターほかの購入（1 件、1,562,965 円）に当たり、自ら見積合せを実施し業者を選定すべきところ、これを行わず、実行委員会が見積合せを行い選定した業者と一者随意契約を締結していた。	不適切事項については、創立 10 周年記念事業の記念品寄贈に当たり、実行委員会で見積合せによる業者選定まで済ませた上で、現物寄贈ではなく寄附金として受け入れて県費執行により購入する手続へと引き継いだことから、既に実行委員会で選定した業者を変更することは困難であるにもかかわらず、神奈川県財務規則に基づき改めて自ら見積合せをしなければならない事態となったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、現物寄贈と寄附

			金を基にした県費執行による寄贈手続の取扱いについては慎重に当たることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立小田原高等学校	令和2年8月7日 (令和2年5月18日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、放送設備機器の購入（1件、202,400円）に当たり、見積合せを実施すべきところ、これを行わず、一者随意契約を締結していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、研修体制を充実させて関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立西湘高等学校	令和2年8月24日 (令和2年5月18日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、私費（学年費）288名分288,000円を誤って過大に徴収したため、その返還に当たり、本来支払う必要のない口座振込手数料287件、162,000円を県費により支払っていた。	不適切事項については、私費会計担当者と、授業料徴収システムへの入力を担う各学年の会計担当者との連携が十分行われていなかつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、私費会計処理に関する研修を実施するとともに、授業料徴収システムの入力内容と突合できるよう回議ルートの見直しを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立三浦初声高等学校	令和2年9月1日 (令和2年5月19日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 機械警備業務委託契約2件（契約期間：いずれも平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していたものが1件（契約額988,200円）、見積合せを行わずに一者随意契約を締結していたものが1件（契約額2,127,934円）あった。 2 電話装置のリース契約（契約額11,520円）について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 機械警備業務委託契約については、長期継続契約の締結に係る財政課長通知の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、財政課長通知、神奈川県財務規則その他契約事務の関連規則等を再度確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 電話装置のリース契約については、年度を超えての再リース契約について認識が不十分であったことに加え、所属内での確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則その他契約事務の理解の向上を図るとともに内部チェックを確実に実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立大和南高等学校	令和2年4月9日 (令和2年3月9日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、空調機の賃貸借契約（契約額150,420円、契約期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の締結に当たり、契約日が平成31年4月8日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。	不適切事項については、契約書作成過程において確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立相模向陽館高等学校	令和2年7月9日 (令和2年4月9日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、自動洗濯機の収集運搬・リサイクル料5,280円の執行に当たり、収集運搬料（2,750円）については「(節)役務費」とすべきところ、リサイクル料と併せて全額を「(節)委託料」で執行していた。 2 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料10件、24,780円が徴収不足であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、執行科目の確認が不十分であったことによるものであり、令和2年4月24日に支出科目の更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和2年7月3日に使用許可を行い、徴収不足分については令和2年7月21日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立平塚盲学校	令和2年5月21日 (令和2年2月12日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、機械警備業務委託契約（契約総額788,400円、契約期間：平成31年4月1日から令和3年3月31日まで）の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していた。	不適切事項については、入札及び契約事務手続の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、入札及び契約事務手続の周知を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立平塚ろう学校	令和2年9月14日 (令和2年5月18日)	(不適切事項) 庶務事務において、修学旅行等引	不適切事項については、学校職員の給与等に関する条

	職員調査)	率指導業務に係る教員特殊業務手当について、手当の支給対象とならない教育職給料表 4 級の者を支給対象者であると誤認したため、1 件、12,000 円を過大に支給していた。	例の理解が不十分であったことによるものであり、令和 2 年 11 月 13 日に本人から教員特殊業務手当が返納された。今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立みどり養護学校	令和 2 年 7 月 31 日 (令和 2 年 5 月 21 日 職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成 31 年度実践的防災訓練（宿泊訓練）の実施に伴いレンタルした布団一式の賃借料 1 件、42,768 円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息 1 件、300 円を支払っていた。	不適切事項については、支出事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による情報共有を徹底するとともに、複数の職員で相互に進行管理を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立瀬谷養護学校	令和 2 年 9 月 15 日 (令和 2 年 5 月 14 日 職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、消防設備点検費用 332,606 円の執行に当たり、全額を「(節)役務費」とすべきところ、粉末消火器詰替料金 26,160 円を「(節)需用費」で執行していた。 2 契約事務において、平成 30 年度一般廃棄物収集運搬業務委託契約（単価契約、契約期間：平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）に基づく業務である平成 31 年 3 月 29 日収集運搬分 3,132 円について、受託者から提出された同月分の検量報告に含まれていなかつたことを看過し、履行確認をしないまま会計年度が終了したため、同契約に基づき支払うことができず、同一業者に発注した平成 31 年度の委託契約（単価契約、契約期間：平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）に基づき支払っていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、執行する節に関する理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、支出時期の認識及び確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による書類確認を十分に行い、適切な事務執行に努めることとした。
神奈川県立高津養護学校	令和 2 年 9 月 2 日 (令和 2 年 5 月 21 日 職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、修学旅行等率指導業務に係る教員特殊業務手当 264 件、847,200 円の支給に当たり、学校職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に反し、特殊勤務手当実績整理簿を作成していなかつた。	不適切事項については、庶務事務システムの稼働に伴い紙での作成が不要になったと誤認したものであり、令和 2 年 9 月 10 日に当該特殊勤務手当実績整理簿を作成するとともに、同月 17 日に開催した職員会議において管理職から各教員に対し記入・提出について周知徹底した。 今後は、このようなことがないよう、毎月の提出締切日を周知し、該当者に記入・提出を促すことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立秦野養護学校	令和 2 年 9 月 14 日 (令和 2 年 5 月 18 日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、秦野養護学校空調設備保守管理業務委託契約（契約額 4,277,000 円）の入札に当たり、最低制限価格制度を適用すべき業務であったにもかかわらず、最低制限価格を設けていなかつた。 また、入札参加資格要件のうち地域要件について、機種選定会議で決定したものと異なる内容で入札を行い、受託者を決定していた。	不適切事項については、入札制度の理解及び入札手続における確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約事務の適正処理に対する意識の徹底を図り、複数の職員による確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。

公 告

神奈川県環境影響評価条例第 68 条の規定により、次のとおり令和 3 年 3 月 30 日に事業者から事後調査報告書の提出がありました。

令和 3 年 4 月 6 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 対象事業の名称

三浦市三戸地区発生土処分場建設事業

2 事業者の事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

横浜市西区高島一丁目 2 番 8 号

京浜急行電鉄株式会社

代表取締役 原田 一之

3 事後調査報告書の写しの縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

神奈川県環境農政局環境部環境計画課、神奈川県の各地域県政総合センター、神奈川県政策局政策部情報公開広聴課横浜駐在事務所、神奈川県政策局政策部情報公開広聴課川崎駐在事務所、三浦市都市環境部環境課及び三浦市役所初声出張所

(2) 縦覧の期間

令和3年4月6日から同月20日まで

4 その他

この事後調査報告書の内容は、3の(2)の期間中、神奈川県のホームページ「公表中の環境影響評価関係図書一覧」(URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f247/p491504.html>)において公表します。

神奈川県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第45号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前の神奈川県環境影響評価条例第32条の規定により、次のとおり令和3年3月30日に事業者から事後調査報告書の提出がありました。

令和3年4月6日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 整理番号

103

2 対象事業の名称

佐島の丘開発事業

3 事業者の事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

横浜市西区高島一丁目2番8号

京浜急行電鉄株式会社

代表取締役 原田 一之

4 事後調査報告書の写しの縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

神奈川県環境農政局環境部環境計画課、神奈川県の各地域県政総合センター、神奈川県政策局政策部情報公開広聴課横浜駐在事務所、神奈川県政策局政策部情報公開広聴課川崎駐在事務所、横須賀市総務部総務課及び横須賀市役所西行政センター

(2) 縦覧の期間

令和3年4月6日から同月20日まで

毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号の規定に基づき、令和3年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

令和3年4月6日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 試験の種別及び内容

種 別	内 容	
1 一般毒物劇物取扱者試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規 2 基礎化学 3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同令別表第2に掲げる劇物に限る。実地試験において同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
2 農業用品目毒物劇物取扱者試験		
3 特定品目毒物劇物取扱者試験	実地	毒物及び劇物の識別及び取扱方法

試
験

2 受験資格

学歴、経験等は問いません。

3 試験の期日、時間及び場所

令和3年6月13日(日)午前10時から正午まで（集合時間午前9時30分） 藤沢市辻堂西海岸1-1の25 湘南工科大学 4号館

4 受験申込手続

(1) 申込期間

令和3年4月16日(金)から同年5月17日(月)まで

(2) 申込方法

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課生産指導グループ（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1）宛てに、簡易書留により郵送してください ((1)の期間の日付の消印があるものに限り受け付けます。)。

(3) 提出書類

ア 令和3年度一般（農業用品目、特定品目）毒物劇物取扱者試験受験願書

イ 写真（出願前6か月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像で縦6センチメートル、横4.5センチメートルのもの）

ウ 返信用封筒（長3形の封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円分の郵便切手を貼り付けたもの）

(4) 受験手数料

受験願書に1万500円分の神奈川県収入証紙を貼って納付してください。神奈川県収入証紙には、消印しないでください。

5 受験願書及び受験案内の配布の時期及び場所

令和3年4月16日(金)から神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課、神奈川県の各保健福祉事務所及び保健福祉事務所各センター並びに県政情報センター、かながわ県民センター、川崎県民センター及び神奈川県の各地域県政総合センターの地域県政情報コーナー並びに横浜市の各福祉保健センター、川崎市の各区役所地域みまもり支援センター並びに相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市の各保健所で配布します。

6 合格者の発表

合格者の受験番号を令和3年7月6日(火)から同月12日(月)まで（土曜日及び日曜日を除く。）の間、神奈川県庁新庁舎2階県政情報センターに掲示します。

7 その他

この試験についての問合せは、神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課生産指導グループ（電話（045）210-1111 内線4979・4980）にしてください。

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和3年4月6日

神奈川県厚木土木事務所長 森 谷 保

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市門沢橋 1-63 の 1 ほか 1 筆
開発区域の面積	794.02 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都目黒区東山 2-8 の 6
開発許可を受けた者の氏名	株式会社康井精機 代表取締役 草野 拓
開発許可年月日及び許可番号	令和 2 年 9 月 1 日 神奈川県指令厚土東第 610038 号